

宮城県半導体産業振興将来モデル調査検討業務 業務委託仕様書（案）

第1 委託業務の名称

宮城県半導体産業振興将来モデル調査検討業務

第2 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第3 業務の目的

宮城県（以下「本県」という。）では、令和7年3月に半導体関連産業の振興に向けた基本的な取組方針である「みやぎ半導体産業振興ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を策定し、関連取組を進めているところである。

ビジョン策定後も、生成AIの普及やデータ処理量の増加に伴い、半導体の市場規模は急成長しており、半導体製造技術の技術開発も競争が激化している。

こうした情勢を踏まえ、本県が中長期的な視点（10年単位）で目指すべき、半導体産業を軸とした産業クラスターの将来モデル（以下「将来モデル」という。）の策定と、その実現に向けた具体性・実効性の高い立地施策等の提案を得ることを目的として、本業務を実施する。

【参考】みやぎ半導体産業振興ビジョン

https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/semicon/vision_fin.html

第4 業務内容

1 内容

国内外の先進的な半導体産業クラスターを分析し、目指すべき将来モデルを定義するとともに、将来モデルの実現に向けた牽引役となるモデル企業やサプライチェーンの具体的例示とそれを踏まえた実効性の高い立地施策を立案する。

なお、調査の進捗とともに、適宜、発注者（宮城県半導体産業振興室）と協議のうえ、調査内容等の修正・加除等を行うことを想定している。

2 仕様

（1）先進事例の調査・分析

国内外における先進的な半導体産業クラスターの形成プロセス、成功要因、自治体施策等を調査・分析し、調査先や調査項目、その方法等を明らかにすること。

（2）本県の立地環境の調査・分析

ビジョンを前提としつつ、本県の地理的条件、産業集積、インフラ、研究基盤等を調査・分析し、強み・弱みや、誘致の障壁（ボトルネック）となる課題を整理すること。

（3）将来モデルの提案

上記（1）（2）を踏まえ、本県が中長期的な視点（10年単位）で目指すべき、将来モデル案を提案すること（複数案の提示も可とする）。

なお、提案に当たっては、将来モデルとなり得る分野や企業を示すこと。

（4）中間報告及び将来モデルの決定支援

上記（1）～（3）について、調査結果及び提案資料を調製し、発注者へ報告すること。

また、本県が将来モデルを決定するにあたり、比較検証に必要な資料の整理や助言等の支援を行うこと。

(5) モデル企業の選定及び取引創出効果の算出

上記(4)の中間報告及び決定支援を経て決定した本県の将来モデルについて、その牽引役となるモデル企業を複数社選定・列挙するとともに、モデル企業を中心としたサプライチェーン構造や、新たに立地した場合の波及効果(製造プロセス、周辺産業等)について、ヒアリングを含めて多角的に調査・分析すること。

(6) 将来モデルの実現に向けた立地施策等の提案

上記(1)～(5)の業務内容を踏まえ、モデル企業や関連企業への戦略的なアプローチ方法・フォロー体制、本県に誘致・定着させるための具体策を含めた具体的な計画を作成すること。

なお、実現にあたっての法制度上・インフラ上の障壁を整理し、国への制度改正要望や規制緩和要望(特区活用等)の具体的な案を作成すること。

(7) 受注者による独自の取組(任意)

本委託業務の効果向上や本県半導体産業振興に寄与する受注者独自の取組を実施すること。

第5 業務実施に係る留意事項

1 業務実施計画の作成

受注者は契約締結後、速やかに以下の書類を電子メール等の方法により、発注者に提出するとともに、発注者と協議の上、本業務を実施するものとする。

(1) 業務実施計画

業務の実施スケジュールを明らかにするもの。様式は任意とする。

(2) 業務従事者名簿

業務責任者、スタッフの氏名と業務分担を明らかにするもの。様式は任意とする。

2 打合せ等

業務の適正かつ円滑な実施のため、発注者と受注者は常に密接な連絡を取り、実施方針等に係る疑義をただすものとし、その内容については、打合せ等の都度、受注者が記録を作成するものとする。

第6 成果品の納入

1 成果物

(1) 調査報告書

(2) 調査報告書概要資料

上記の成果物について、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint等)により作成し、電子媒体で納品すること。

2 納入場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県経済商工観光部半導体産業振興室
電話：022-211-2486 FAX：022-211-2739 電子メール：semicon@pref.miyagi.lg.jp

第7 成果物の帰属及び秘密保持

1 成果物の帰属

本業務によって得られた成果物に係る受注者に帰属する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属するものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作権者人格権(著作権法第18条から第20条に規定する権利をいう。以下同じ。)を行使しないものとする。

なお、受注者は、成果物に係る第三者に帰属する著作権について、発注者が無償かつ無期限に利用できるよう、当該第三者から利用許諾を得なければならない。

2 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務履行中及び本業務完了後も本業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

3 個人情報の取扱いについて

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

第8 その他

- 1 受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき又は本仕様書により難しい事項及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこととする。
- 2 本業務において、必要な経費（管理費、交通費、宿泊費、印刷費等）は全て本業務委託の費用に含めることとする。
- 3 受注者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、本業務の一部を第三者に再委託する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。